



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

選挙管理委員会事項

○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	1
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙期日等	2
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任	2
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所	2
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の投票用紙の色	2
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙会の日時及び場所	3
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の開票事務と選挙会事務との合同	3
○ 沖縄県議会議員補欠選挙におけるポスターを掲示することができる日	3
○ 沖縄県議会議員補欠選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	3
○ 沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区の選挙長の事務を行う場所	3
○ 沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区の選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所	4

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和 7 年沖縄県選挙管理委員会告示第 1 号は、廃止する。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23, 513
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246, 956
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3 分 の 1 の 数
名護市選挙区	16, 979
うるま市選挙区	33, 326
沖縄市選挙区	37, 455
宜野湾市選挙区	26, 321
浦添市選挙区	30, 521
那覇市・南部離島選挙区	88, 048
豊見城市選挙区	16, 956

島尻・南城市選挙区	36,307
糸満市選挙区	16,169
宮古島市選挙区	15,339
石垣市選挙区	14,798
国頭郡選挙区	17,903
中頭郡選挙区	41,764

沖縄県選挙管理委員会告示第 6 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第34条第1項の規定により、沖縄県議会議員補欠選挙を次のとおり行う。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙期日 令和 7 年 3 月 9 日
- 2 選挙を行う選挙区及び選挙すべき議員の数
沖縄市選挙区 2 人

沖縄県選挙管理委員会告示第 7 号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における沖縄市選挙区の選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任した。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

種別	氏名	住所
選挙長	島袋昇	沖縄市
選挙長職務代理者	石橋隆夫	沖縄市

沖縄県選挙管理委員会告示第 8 号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における沖縄市選挙区の沖縄県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成24年沖縄県条例第12号）第4条第2項の規定による選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 2 月 28 日午後 5 時10分
- 2 場所 沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市選挙管理委員会事務局

沖縄県選挙管理委員会告示第 9 号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における投票用紙の色を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

用紙の色 クリーム色

印刷の文字の色 黒色

沖縄県選挙管理委員会告示第10号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における沖縄市選挙区の選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 日時 令和 7 年 3 月 9 日午後 9 時
- 2 場所 沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市役所 1 階待合いホール

沖縄県選挙管理委員会告示第11号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第 1 項の規定により、沖縄市選挙区における開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

沖縄県選挙管理委員会告示第12号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙において、公職の候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

ポスターを掲示することができる日 令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会告示第13号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第 1 項の規定による沖縄市選挙区の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

制限額 候補者 1 人につき 5,765,300 円

沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区選挙長告示第 1 号

令和 7 年 3 月 9 日執行の沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和 7 年 2 月 28 日

沖縄県議会議員補欠選挙

沖縄市選挙区選挙長 島 袋 昇

令和 7 年 2 月 28 日午前10時まで 沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市役所地下 2 階大ホール

令和 7 年 2 月 28 日午前10時以降 沖縄市仲宗根町26番 1 号 沖縄市選挙管理委員会事務局

沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区選挙長告示第2号

令和7年3月9日執行の沖縄県議会議員補欠選挙沖縄市選挙区における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和7年2月28日

沖縄県議会議員補欠選挙

沖縄市選挙区選挙長 島 袋 昇

- 1 日時 令和7年3月6日午後5時
- 2 場所 沖縄市仲宗根町26番1号 沖縄市選挙管理委員会事務局

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地